

初鹿会計 情報発信

第 195 号

令和 4 年 9 月 吉日

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
- 経理担当者
- 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

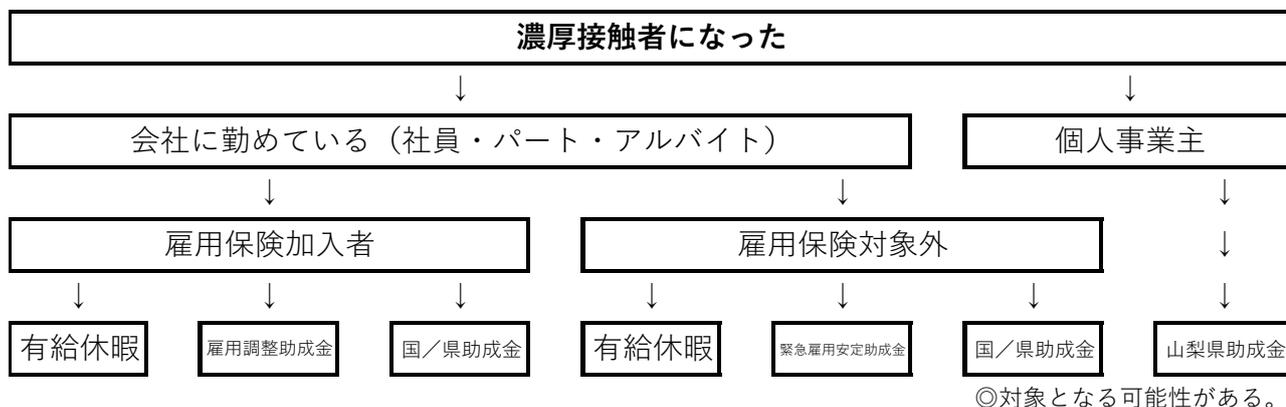
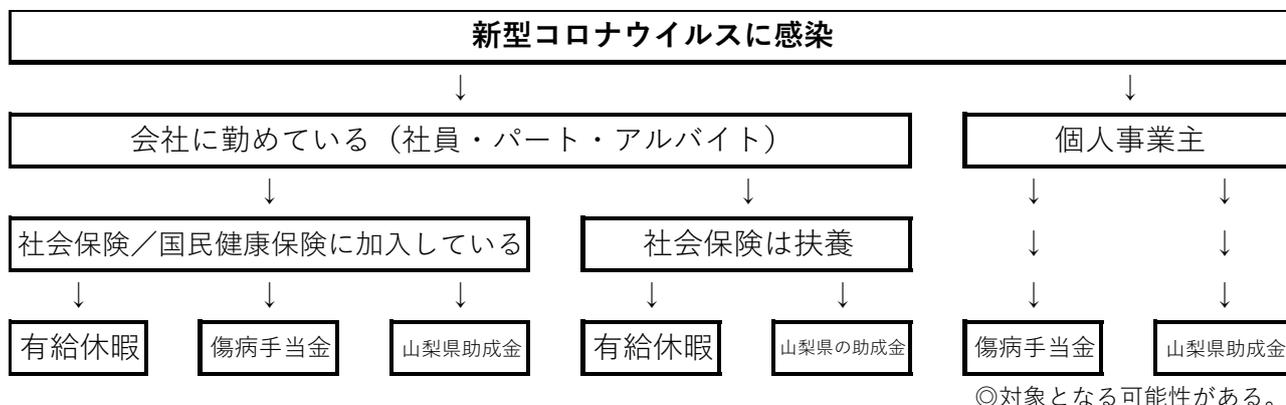
F A X 055-220-6887

U R L <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

新型コロナウイルス関連情報 <https://www.hatsushika-kaikei.com/blog/news/p1950/>

感染者・濃厚接触者となりお仕事を休みされた方への支援

このところ、県内においても新型コロナウイルスの感染者が急増しております。それに伴い、皆様におかれましても従業員等で感染者・濃厚接触者となり、休まざるをえない状況が発生する可能性も高まっております。そこで実際に発生した際の給与補償等をまとめました。以下のフローチャートを参考に
ご対応をお願いします。



◎個人事業主、専従者も受け取れる可能性があるものも掲載しています。

◎上記いずれかの適用です（併用はできません）。

（※山梨県の資料をもとに作成）

| | 従業員様受取額 | 会社の金銭負担 |
|---|----------|---------|
| ◎有給 | およそ給与満額 | あり |
| ◎傷病手当金 傷病手当金 こんな時に健保 全国健康保険協会 (kyoukaikenpo.or.jp) | 給与の2/3程度 | なし |
| ◎国（厚生労働省）助成金 （新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金） 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 (mhlw.go.jp) | 給与の約80% | なし |
| ◎山梨県助成金 （新型コロナウイルス対策休業助成金） 山梨県 / 「新型コロナウイルス対策休業助成金」の申請を受け付けています (pref.yamanashi.jp) | 日額4,000円 | なし |
| ◎雇用調整助成金／緊急雇用安定助成金 雇用調整助成金（新型コロナ特例） 厚生労働省 (mhlw.go.jp) | およそ給与満額 | あり（一部） |

◎上記制度のうち、雇用調整助成金は会社の状況により使用できないことがあります。

これ以外の制度は、どの制度を使用するかは受給者本人が選択します。

◎申請期限がございますので、ご注意をお願いします。

ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。